

# 第1編 総論

## 第1章 美濃加茂市の責務、計画の位置づけ、構成等

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等

#### (1) 市の責務(国民保護法第3条関係)

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日法律第112号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民保護法第32条第1項の規定により政府が定める国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)及び岐阜県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、美濃加茂市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ(国民保護法第35条関係)

市長は、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画の目的(国民保護法第35条関係)

市国民保護計画は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国、県、市及び関係機関の役割、住民の協力、武力攻撃事態等における住民の避難及び救援等の措置並びに武力攻撃災害への対処その他市が実施する国民保護措置に必要な事項について定めることを目的とする。

#### (4) 市国民保護計画に定める事項(国民保護法第35条関係)

市国民保護計画には、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項を定める。

- ① 市内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 市内における国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

#### (5) マニュアルの作成

この計画で定める事項の具体的実施要領及び体制については、別途マニュアルを作成する。

## 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

## 3 市国民保護計画の見直し、変更手続(国民保護法第35条、第39条関係)

### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画は、基本指針や県国民保護計画、今後の国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、美濃加茂市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する指定行政機関、指定地方行政機関、県及び指定公共機関等の意見を聞くなど、広く関係者の意見を求める。

### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、美濃加茂市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表する(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年9月15日政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、美濃加茂市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。)

## 4 美濃加茂市地域防災計画との関連

武力攻撃事態等への対応については、自然災害等への対応と共通することが多いことから、国民保護措置の実施に際しては、災害対策基本法第42条第1項に基づく美濃加茂市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)による対応方法を活用する。

## 5 用語の定義

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

### (住民関連)

用語	定義
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。

災害時要援護者	<p>次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者</li> <li>2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者</li> <li>3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者</li> <li>4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者</li> </ol> <p>例えば、高齢者・障がい者・乳幼児・外国人等が考えられる。</p>
---------	--

### (武力攻撃関連)

用語	定義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃や緊急対処事態により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
NBC攻撃	核兵器(nuclear weapons)、生物兵器(biological weapons)又は化学兵器(chemical weapons)による攻撃をいう。
ゲリラ	不正規軍の要員をいう。
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

### (避難、救援、武力攻撃災害への対処関連)

用語	定義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。

応急公用負担	行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。(国民保護法第113条による。)
国対策本部	武力攻撃事態等対策本部をいう。 (武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号。以下「事態対処法」という。)第10条による。)
県対策本部	岐阜県国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第27条による。)
市対策本部	美濃加茂市国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第27条による。)
市警戒本部	美濃加茂市国民保護警戒本部をいう。
国対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長をいう。 (事態対処法第11条による。)
県対策本部長	岐阜県国民保護対策本部長をいう。 (国民保護法第27条による。)
市対策本部長	美濃加茂市国民保護対策本部長をいう。 (国民保護法第27条による。)

#### (関係機関、施設関連)

用語	定義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。)で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。

指定公共機関	独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第10号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和4年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
警察官等	警察官及び自衛官をいう。

### (原子力災害関連)

用語	定義
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策をいう。
事業所外運搬	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第2条第2号に規定する事業所外運搬をいう。
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいう。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等に際して、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有する。

そのため、武力攻撃事態等に備えて、市国民保護計画を作成し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備するとともに、武力攻撃事態等が発生した場合には、国の方針に基づき、国、県、近隣市町及び関係機関等と連携し、国民保護措置を総合的に推進する。

市国民保護計画の作成に当たっては、本市の地理的状況や想定される武力攻撃事態等を考慮した実効性のあるものとする。また、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権の尊重など下記の事項に留意するとともに、住民が、自発的な意思に基づき、協力する気運づくりに努める。

### 1 基本的人権の尊重(国民保護法第5条関係)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済(国民保護法第6条関係)

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供(国民保護法第8条関係)

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保(国民保護法第3条関係)

市は、国、県、近隣市町及び指定公共機関及び指定地方公共機関等と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力(国民保護法第4条関係)

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。その際、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

## **6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重(国民保護法第7条関係)**

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関等が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。また、指定公共機関等の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

## **7 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施(国民保護法第9条関係)**

市は、国民保護措置の実施に当たっては、災害時要援護者の保護について留意する。また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

## **8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保(国民保護法第22条関係)**

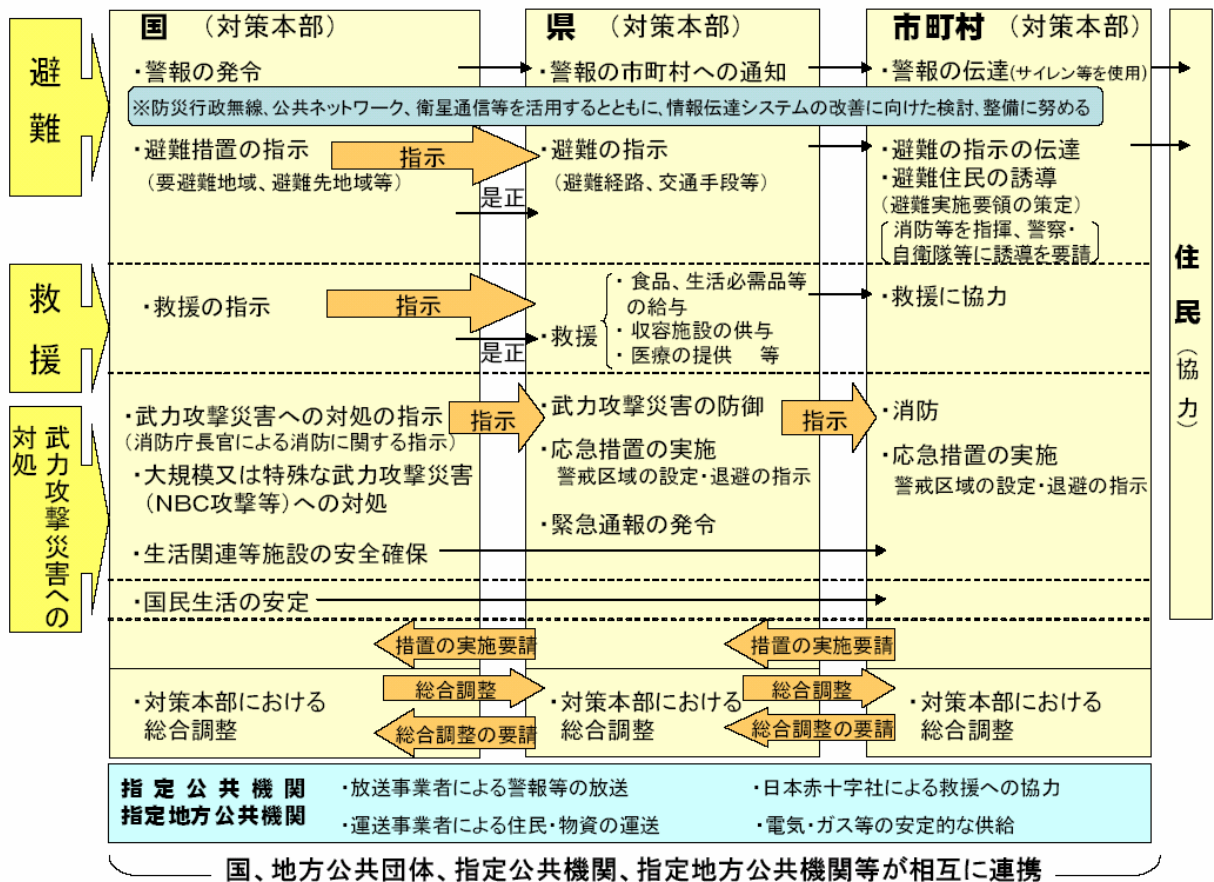
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

なお、国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

#### 国民の保護に関する措置の仕組み



#### 1 関係機関の事務又は業務の大綱

##### 【市】

機関の名称	事務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>



**【県】**

機関の名称	事務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

**【指定地方行政機関】**

機関の名称	事務の大綱
中部管区警察局	1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
大阪防衛施設局 (名古屋防衛施設支局)	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
東海総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東海財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会
名古屋税関	1 輸入物資の通関手続
東海北陸厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
岐阜労働局	1 被災者の雇用対策
東海農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給

中部経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
中部運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台 (岐阜地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供

### 【指定公共機関等】

機関の名称	業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路の管理者	1 河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

## 2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は、「資料編」掲載のとおりである。

## 第4章 美濃加茂市の地理的、社会的特徴

### 1 地理的特徴

#### (1) 位置

本市は、岐阜県の南部の中央に位置し、北は関市・加茂郡七宗町、東は加茂郡川辺町・八百津町、南は可児市、西は加茂郡坂祝町・富加町に接している。

- 緯度 極東 東経 137 度 05 分 24 秒 (下米田町信友)  
極西 東経 136 度 57 分 44 秒 (加茂野町稲辺)  
極南 北緯 35 度 25 分 36 秒 (深田町 2 丁目)  
極北 北緯 35 度 33 分 02 秒 (三和町廿屋)
- 海拔 最高地 559.2 メートル (御殿山山頂)  
最低地 59.1 メートル (草笛町 4 丁目)
- 面積 74.81 平方キロメートル

#### (2) 地形

北部の伊深・三和地域は、美濃山地の南端に位置して山地が発達し、一部地域では比較的急峻な地形も見られ、最高地点は市の最北端部にある。

中部の山之上・蜂屋地域は同じような高さの丘陵地が広がり、それは南西に向かって低くなり、丘陵地には小さな谷が複雑に伸びている。

東部の下米田地区から南部の古井・太田・加茂野地区にかけては、平坦な地形が広がり、飛騨川や木曾川に沿って数段の河岸段丘が発達している。南部地域に広がるこの平坦部は可児市などにもつづき美濃加茂盆地になっている。

#### (3) 地質

本市の大地は、中生代(約2億年前)の海底に堆積した地層でできている。

地層は、玄武岩・石炭岩・チャート・砂岩・泥岩などの岩石で造られ、これらを美濃帯の岩石という。

約2000万年前には、火山活動が連続的に発生して溶岩の破片と火山灰が混じり合って堆積した。この地層を蜂屋累層といい、火山角礫岩・凝灰角礫岩などが積み重なっている。火山活動が終わると砂岩・礫岩・亜炭などが堆積した。この地層を中村累層という。

現在の美濃加茂盆地の平坦部は、古木曾川・古飛騨川が運搬した約30万年前から後の時代の礫層や砂層でできている。

#### (4) 気候

本市は、太平洋側気候に属しているが、盆地型の気候要素をわずかに示している。

冬は、朝晩の冷え込みが見られるが、比較的温暖で降雪がほとんどなく、日照時間も比較的多く過ごしやすくなっている。

夏は、日中はかなり高温になるが、市街地以外では夜間比較的過ごしやすくなる。  
平成17年の平均気温は14.9度、年間降水量1,455mmである。

## 2 社会的特徴

### (1) 人口

人 口	53,550 人
世 帯 数	19,331 世帯

(平成18年4月1日現在)

### (2) 土地利用

市内には、農用地 1,314ha、森林 3,088ha、宅地 876ha、道路 546ha であり、特に北部には、森林が集中し、南部には農用地、宅地が集中している。

### (3) 産業構造

市内には、2,837 事業所があり、内訳は、第1次産業9事業所、第2次産業が639事業所、第3次産業が 2,189 事業所となっている。

### (4) 交通

#### ① 道路

昔から中山道の宿場町(太田宿)として栄えたところであり、国道21号、41号、248号、418号に加え、41号バイパス、248号バイパス、東海環状自動車道美濃加茂ICが整備され、交通の要衝となっている。

#### ② 鉄道

市内には、JR高山本線、太多線及び長良川鉄道が運行されている。

### (5) ダム等

- ・今渡ダム…………古井地域
- ・川辺ダム…………下米田地域
- ・蜂屋調整池……蜂屋地域

### (6) 大規模集客施設等

- ・アピタ美濃加茂店
- ・美濃太田駅北商業地区
- ・平成記念公園日本昭和村

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

### 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

#### (2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

### 3 本市において特に留意すべき事項

武力攻撃事態等は、その時点における国際情勢や特定の国又は国際組織との関係、相手方の意図、攻撃能力等の複雑な要素が絡み合って発生するものであり、その事態を一概に想定することは、困難である。

現在の情勢下では、わが国に対する着上陸攻撃やそれと連携した航空攻撃の可能性は低

いと考えられており、本市の地理的条件や社会的特性を踏まえると、弾道ミサイルによる攻撃、あるいはテロ攻撃といった事態が想定されることになる。

本市の場合、前述したとおり、特に

- 近隣の各務原市に航空自衛隊岐阜基地がある。
- 隣の福井県に原子力発電所がある。
- 市内には、東海環状自動車道のほか国道4線、また、JR高山本線など3線が通っている。武力攻撃事態時には、重要な避難経路、また救援物資の輸送経路として交通規制が想定される。
- 市内には、大手企業の立地などにより、昼間人口が夜間人口を上回っており、企業の就業時間帯に国民保護措置をとる必要が生じた場合、市外からの就業者も含めた対応が必要となる。
- 市内186自治会のうち167自治会で自主防災組織が結成されている(平成18年4月1日現在)。国民保護措置の必要が生じた場合は、避難住民の誘導などに消防団をはじめ、自主防災組織の協力が不可欠となる。

といった特性に配慮した対応が必要となる。